

個人情報保護に関する取扱いのレベル

情報	項目	例外	本人に遅滞なく書面交付	本人に通知	公表	本人に利用目的明示	本人同意	本人が容易に知り得る状態	本人が知り得る状態
個人情報 生存する特定の個人を識別できる 評価情報、公刊物による情報、 映像、音声による情報も含む。 暗号化については問わない。 (該当例) 特定個人識別可のメールアドレス (keizai_ichiro@meti.go.jp等) 周知情報を補って特定個人識別 できる情報 雇用管理情報(社員評価情報等) 官報、電話帳、職員録等の公表情報 (該当しない例) 法人情報(個人ではない)	利用目的の特定	電話帳・カーナビ等 生命・財産等権利利益を害する 事業者の正当権利利益を害する 国・地方委託で遂行支障の場合 取得状況から利用目的が明白		○	○				
	想定が困難な利用目的の変更	生命・財産等権利利益を害する 事業者の正当権利利益を害する 国・地方委託で遂行支障の場合 取得状況から利用目的が明白		○	○				
	利用目的を超えた個人情報の取扱い(承継 の場合も含む)	法令に基づく場合 生命・財産保護で同意困難 公衆衛生・児童育成で同意困難 国・地方委託で遂行支障の場合					○		
	本人による申込書・契約書・アンケート・懸賞 応募葉書記載情報から情報取得	生命・財産保護で緊急性 生命・財産等権利利益を害する 事業者の正当権利利益を害する 国・地方委託で遂行支障の場合 取得状況から利用目的が明白				○			
個人データ コンピュータを用いて検索可 目次・索引・符号等一定の規則で 整理されているもの (該当例) カルテ、ソフトに保管のメールアドレス ユーザーIDと利用ログ情報が保管さ れている電子ファイル 名刺情報を業務用パソコンに入力し、 他の社員等も検索可 (該当しない例) 名刺入れで他人が自由に検索できる 状況でも、他人に容易にわからな い独自の分類方法で分類 アンケートの戻りはがきで、氏名、 住所等で分類整理されていない 電話帳・カーナビシステム 氏名、住所又は電話番号のみで 他人作成、変更せず	不当手段による個人情報取得の禁止								
	第三者への提供 (オプトアウトを除く) 提供先が第三者でなければ関係ない データ打ち込み・処理委託 配送のため 合併・分社化・営業譲渡 共同利用 あらかじめ通知・容易に知り得る [項目・範囲・目的・責任者]	電話帳・カーナビ等 法令に基づく場合 生命・財産保護で同意困難 公衆衛生・児童育成で同意困難 国・地方委託で遂行支障の場合 【オプトアウトの場合】					○		
	オプトアウトによる第三者への提供 【あらかじめ通知又は容易に知り得る状態】 第三者への提供を利用目的とすること 提供する個人データの項目 提供手段・方法 本人の求めに応じ提供停止する旨					○		○	
	最新の内容を保つように努力 安全管理のための必要かつ適切な措置 組織的安全管理措置 個人情報保護管理者設置 作業責任者の設置 作業担当者の限定 人的安全管理措置 物理的安全管理措置 技術的安全管理措置								
保有個人データ 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、 追加又は削除、利用の停止、消去及び第三 者への提供の停止のすべてを行う権限があ る「個人データ」 (例外) ・6ヶ月以内に消去(更新することは除く。)される ・本人又は第三者の生命・財産に危害が及ぶお それがある。 例)家庭内暴力被害者の支援団体がもって いる加害者・被害者の個人データ ・違法又は不当な行為を助長し、又は誘発する おそれがある。 例)総会屋等の不当要求被害防止のため、 事業者がもつ総会屋等の個人データ 例)悪質なクレーム等の不当要求被害防 止のため、当該行為をくり返す者の個人 データ ・国の安全や他国・国際機関との信頼関係や交 渉上不利となるおそれがある ・犯罪の予防、鎮圧・捜査等の公共安全・秩序 維持に支障が及ぶおそれがある	従業者の監督								
	委託先の監督								
	個人情報取扱事業者の氏名・名称								○
	全ての保有個人データの利用目的 手数料・開示等の求めの 手続(訂正・追加・削除・停止・消去の求め) 開示請求に必要な手続き 受付先 請求に際し必要な書面・受付方法 請求本人又は代理人の確認方法 (ID、免許証、パスワード等) 利用目的通知・手数料徴収の方法								○
	苦情の申出先 認定個人情報保護団体の場合はその名称 及び苦情解決の申出先								○
本人から利用目的の通知の求めがあった場 合	電話帳・カーナビ等 生命・財産等権利利益を害する 事業者の正当権利利益を害する 国・地方委託で遂行支障の場合 取得状況から利用目的が明白				○				
本人から保有個人情報の開示請求があった 場合	法令に基づく場合 生命・財産保護で同意困難 事業者の業務の適正実施に著しい支障		○						
本人からの求めによる訂正・利用停止、第 三者への提供停止を行った場合(虚偽で あったり手続き違反であった場合)								○	

学術研究を主たる目的とする団体附属の研究機関は適用除外だが、商品開発情報のみの場合は適用除外を受けない

- 本人に通知…………… 口頭・ちらし等の文書
電話で口頭・自動応答装置等
電子メール・FAX・郵便
- 公表…………… 自社ホームページ掲載
- 本人に対し、その利用目的を明示…… 店舗・事務所のポスター・パンフレット配布
本人に手渡す、送付する
ホームページ上、送信ボタンを押す前に目にとまるように
- 本人の同意…………… 本人から口頭又は書面
署名・捺印文書
- 本人が容易に知り得る状態…… 同意の旨のメール受診・確認欄チェック・ホームページ上ボタンクリック、タッチパネル等
継続的にホームページ掲載
継続的に事務所窓口の掲示・備えつけ
広く配布されている定期刊行物への定期的掲載
- 本人の知り得る状態…………… 電子商取引でホームページ上リンク先を継続的に掲示
問合せ窓口で口頭又は文章で回答ができる体制
店舗にパンフレットを備えつけ
- 第三者への提供 電子商取引において、問合せ先のメールアドレス明記
ネットワーク等で利用できる状態であれば提供にあたる